

台風時等における生徒の登下校の指導及び授業実施について

三重県立四日市工業高等学校（全日制）

1 始業時前に暴風警報、暴風雪警報、大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報のいずれかが発表されている場合

(1)	学校所在地（四日市市）、居住地、通学経路地のいずれかの範囲に、暴風警報、暴風雪警報、大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報のいずれかが発表されているときは、生徒は学校に登校しなくてよい。
(2)	ただし、警報が午前11時までに解除された場合、児童生徒は登校し、解除されてから2時間後にその日の授業を始める。
(3)	午前11時においてもなお警報が解除されない場合は当日の授業は中止する。
(ア)	上記（2）の場合、登校に危険が予想されるか、または登校が困難な生徒は登校しなくてもよい。その場合は、担任に連絡をいれること。
(イ)	登校途中で警報が発表された場合は、ただちに帰宅する。その場合は担任へ連絡する。

2 始業後に暴風警報、暴風雪警報、大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報のいずれかが発表された場合

(1)	学校は原則としてただちに授業を中止して、速やかに生徒を帰宅させる。生徒帰宅については、学校は保護者へ連絡をとる。（または生徒が保護者へ連絡）
(2)	安全に帰宅させることが困難と認められる生徒については、安全な場所に待避させ保護するとともに、保護者へ連絡する。

3 高潮特別警報、波浪特別警報、その他の注意報又は警報が発表された場合は平常通りです。

《東海地震に関連する情報及び発生に対する対応について》

発表される情報	時間帯	学校の対応	生徒の行動
東海地震に関する調査情報	在校中 登下校時 在宅	平時と同様	平時と同様
東海地震注意情報 または 東海地震予知情報 （「警戒宣言」）	在校中	授業打ち切り 休校	教職員の指示に従い、帰宅経路の安全に注意して下校する。 （本人或いは担任から保護者へ連絡する。）
	登下校時	休校	帰宅経路の安全に注意して自宅に引き返す（本人から保護者と担任へ連絡する）
	在宅	休校	自宅で待機し、各地域の自治体の指示に従って行動する。
東海地震が発生した場合	在校中	避難 授業打ち切り 休校	避難訓練の要領で避難した後、帰宅可能であれば、安全に注意して帰宅する。（担任（本人）から保護者へ連絡する）帰宅不可能な場合は学校に待避する（担任（本人）から保護者へ連絡する）（四工は避難所に指定されている）
	登下校時	休校	帰宅可能であれば速やかに自宅へ引き返す。 そうでない場合は通学路の途中の避難所へ行くか、本校が近い場合は本校に待避する。（本人から保護者へ連絡する、また、途中の避難所で待機の場合は学校へも連絡を）